

第4回 第2次新城市地域情報化計画策定委員会 会議録

- 1 日時 平成25年1月17日(木) 午後2時30分～午後4時50分
- 2 場所 市民体育館 1階 第1会議室
- 3 出席者 委員 大谷 至弘 坂部 晃司 塩瀬 秀一
柴田 憲宣 高橋 達哉 牧野 暢二
松下 直樹 森本 稔史 安田 孝美
村田 治(市) 原田 哲夫(市) 佐宗 常治(市)
(50音順(市役所委員を除く)・敬称略)
- アドバイザー 西日本電信電話株式会社 名古屋支店
- 事務局 榊原課長 柿原副課長 貝崎係長
- 4 傍聴人 0人
- 5 会議事項、議題及び会議結果
議 題
(1) 第2次新城市地域情報化計画(案)について
第1章から第3章
・事務局より修正事項を説明し、質疑応答の後、原案どおり承認された。
第4章 地域情報化の施策
・事務局より説明し、質疑応答の後、原案どおり承認された。
第5章 地域情報化の推進に向けて
・事務局より説明し、質疑応答の後、原案どおり承認された。
(2) その他
事務局より地域情報化計画(案)のオーソライズについて説明。
- 6 配布資料
・第2次新城市地域情報化計画(案)
・その他参考資料

7 会議の経過

事務局 定刻になりましたので、只今から最後となります第4回第2次新城市地域情報化計画策定委員会を開催させていただきます。開会に当たりまして、安田委員長から一言ごあいさつをいただきますので、よろしくお願ひします。

委員長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は当初予定しておりました最後の第4回目の会議ということであり、この委員会は、ご承知のとおり地域情報化計画の案を作つて参りましたが、これを市長に報告するというを目的としております。この委員会で承認されました計画書(案)につきましては、あくまでも情報化の方向性についての提言ということでございまして、基本的に即事業化に至るという訳ではありませんが、総合計画における情報施策を実現させるために、市民の皆さんにこれを明らかにするための計画書である訳であります。従いまして、市にとって今後5年間、計画的にこの情報化を推進していく上で、いわゆるバイブルというものになり得るものでありますので、最後の会議になりますが活発なご議論をよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 ありがとうございます。
それでは、議事に入らせていただきます。議事につきましては、設置要綱第2条第4項の規定に基づき、委員長に議事進行をお願いすることになっておりますので、安田委員長よろしくお願ひします。

委員長 それでは、まず議事に入ります前に、いつもの様にこの委員会の議事録の認定者の指名と2点報告をさせていただきます。まず、議事録の認定者としたしまして、名簿順ということで、本日は森本委員と村田委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。報告につきましては、第1点目の報告につきましては、本日この委員会にアドバイザーとしてNTT西日本様にご出席をお願いしました。よろしくお願ひいたします。それから第2点目につきまして、これは●●委員から、皆様のお手元にございます「自治体クラウド導入に関する考察」と「非常災害時の放送・通信手段の確保について」の2件の意見書を出していただいております。関連します第4章に続いて、●●委員からご説明いただくということにさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。本日予定しております、議題につきましては、(1)第2次新城市地域情報化計画(案)についての第4章、最終の第5章につきまして、そして(2)その他になります。まず、議題(1)におきまして、この計画案の重要な地域情報化のための事業施策となる「第4章 地域情報化の施策」と「第5章 地域情報化の推進に向けて」の検討に入ります前に、事務局から第1章から第3章までにおきまして、

前回までの議論も含めまして、追加・削除・変更した方が適切な箇所があるということで、報告を受けておりますので、その点について説明をお願いします。

事務局

お手元にお配りしました第2次新城市地域情報化計画（案）をご覧ください。第1章から第3章の変更点ですが、まず第1章、第2章につきまして説明させていただきます。主な変更点としまして、4ページをご覧ください。図表1-1計画の位置付けという図表がありますが、今回、計画の位置付けを分かりやすくするため、新市まちづくり計画、第1次の新城市地域情報化計画や第1次新城市総合計画を含めまして図にまとめたものを追加させていただきました。3ページ一番下の2行にも、「将来計画の後期基本計画における情報ビジョンの施策方針の土台となる計画として位置づけます。」ということについても付け加えさせていただいております。続きまして、6ページをご覧ください。図表1-3になりますが、こちらにつきましても追加をさせていただいております。5ページの新城市総合計画の情報ビジョンを分かりやすく説明させていただいております。それから、18ページをご覧ください。本文の下の2行ですが、昨年11月16日に衆議院が解散ということで、マイナンバー法案が廃止となりましたので、内容を変更させていただいております。それに伴いまして図表2-12も変更させていただいております。次に24ページの図表2-22、次の25ページの図表2-23につきましては、最新のもので平成24年版に変更させていただいております。それから、32ページの2.3のタイトルですが、前回、「本市の地域情報化計画の取り組み」というタイトルでしたが、内容が地域情報化計画以外の本市の全体的な現状を述べているということで、「本市情報化の現状」というタイトルに変更させていただいております。次の33ページから35ページにわたる図表2-30ですが、地域情報化計画目標期間に導入したシステムを一覧表で追加させていただきました。36ページの図表2-31ですが、資料として新城市公式ホームページのアクセス数を追加させていただいております。それから、37ページの図表2-33で、ケーブル緊急地震速報システム導入施設一覧ということで、こちら資料として53施設に導入した表を追加させていただいております。続きまして、41ページになりますが、こちらは市の広報に載せておりますティーズチャンネルの番組表を資料として追加させていただいております。続きまして45ページの図表2-40ですが、新城市内ケーブルテレビ中継ポイントということで、具体的に6箇所の中継ポイントを表にして、追加させていただいております。それから、46ページの図表2-41につきましては、前回、平成19年度の実績が落ちておりましたので、平成19年度に実施しました塩瀬、一色、それぞれのエリアを追加させていただいております。それから、60ページの図表2-67調査対象システム一覧ということですが、前回、この中にはシステム名という項目がありましたが、この計画書には必要はないと考え、これを削除させていただきました。それから、70ページの（1）の観光・産業につつま

して、情報発信の主要施設となります道の駅について、今回、記載させていただいております。図表2-78についてもイメージ図を関連して追加させていただいております。それから74ページで、2.4地域情報化の現状(まとめ)ということで、先程の2.3のところタイトルを変更しましたので、同じ様なタイトルになってしまうことから、タイトルを変更させていただいております。第1章、第2章の主な変更点につきましては、以上でございます。続きまして、第3章につきまして、前回のこの委員会でご承認いただいておりますが、委員の皆様からのご意見につきまして、修正を行った箇所がありますので、説明させていただきます。まず、表現の修正ということで、「実施致します」とか「検討を行います」というような表現を「実施します」、「検討します」というような表現に変えさせていただいております。それから、基本方針の方針2のところですが、「市内に整備された情報基盤を活用し、観光、教育、地域産業や環境等について」ということで、「地域産業」という言葉をここで入れさせていただいております。それから、ご意見をいただいた中で、「人にやさしいインターフェース」という言葉を入れるという意見がありました。こちらにつきましても、78ページの方針3の下から3行目のところですが、「情報化は多くの市民がその恩恵を感じることができることから、利用しやすい、人にやさしいインターフェースを考慮し」というように、ここにその言葉を入れさせていただいております。それから、一部訂正をさせていただいたところが80ページにあります。図表3-1の一番右側の情報化施策というところで、6番の環境に配慮した情報化整備につきまして、これは全てに関係するのではないかという担当課からの意見をいただきましたので、今までは6で一つの括りになっていたものを、全体を含めて6という形に変えさせていただいております。第1章から第3章までの変更事項等については、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。既に委員の皆様方には、第1章から第3章まではご承認いただいておりますが、今、ご説明いただいた様に、より良いものということで、もう一度事務局でいろいろと精査をしていただきまして、本筋のところは変わっていませんが、修正をしていただいたということになります。大変沢山ございましたが、今、ご説明いただいた中で、何かご意見、或いはご質問等がございましたら、ご発言いただきたいと思います。前回の地域産業についてのキーワード、それから人にやさしいインターフェースにつきましても入れていただきまして、その他、最新のICTの施策に関しましても、新しいものに変えていただきました。いかがでしょうか。

委員 一番最初ですが、3ページの地域情報化計画策定にあたっての目的のところ、字の問題だけなのですが、「取り組んできました」、次に「重要となっております」、「重要となっております」で結ばれていますが、目的というタイトルからすると、せめて最後くらいは「推進していきます」とか、そういった表現にしないと、目的というタイトルに合わないかと思っております。

事務局 再度検討して、修正を加えていきたいと思ひます。

委員長 ありがとうございます。また後で皆様方にお話ししますが、本質を外さない程度の表現の変更については、事務局と相談して変えていきたいと思ひます。また、この委員会の中でお気づき点がございましたら、是非ご質問していただきたいですし、委員会が終わった後で、お持ち帰りいただいて、もう一度、是非読んでいただいて、表現等を変えた方がいいということがありましたら、事務局にご連絡いただければと思ひます。その他、いかがでしょうか。

それでは、またじっくり読んでいただいて、とりあえずこの委員会としては、今修正していただいたところを含めて、もう一度一括して、第1章から第3章までお認めいただくということで、決を取りたいと思ひますが、よろしいでしょうか。拍手でお認めいただけますでしょうか。

【全委員 拍手】

委員長 ありがとうございます。それでは、第1章から第3章までお認めいただくことにさせていただきます。
続きまして、議題（1）になります。第2次新城市地域情報化計画（案）について、第4章と第5章につきまして、各章ごとに検討していきたいと思ひます。まず事務局から第4章地域情報化の施策につきまして、ご説明をお願いいたします。

事務局 第4章につきまして、説明させていただきます。第4章地域情報化の施策につきましては、6ページが総合計画における情報ビジョンの中期計画で、なさなければならぬ、これを実現するための情報化計画の主なものでございます。この部分につきましては、既に実行済み、または継続中、また全然やっていないというものがあつて、その中で上から3番目の自治体クラウドコンピューティングについて、ここで記載をさせていただきます。それだけではなく、前にも国の動向、県の動向、県のクラウド推進構想等も含めて、クラウド整備ということで記載させていただきます。若干読ませていただきますので、よろしくお願ひします。第3章に掲げた情報化施策を具体的に実現するにあたり、本市としては情報化の基盤として、「クラウドの利用」を中心に検討を行います。クラウド化による情報システムの利用につきましては、第2章の自治体クラウドでも述べているとおり、パッケージソフトを用いることによるコスト削減や業務の標準化、耐震性に優れたデータセンタに機器を置くことによつて災害時における業務継続、サーバが少なくなり電氣量が減ること、市としての環境負荷軽減などの利点があり、庁舎と外部データセンタを結ぶネットワークの大容量化や冗長性の確保などの課題を解消しながら進める

ことで、効果的なシステム整備が可能となります。既に本市につきましては、愛知県の「あいち自治体クラウド推進構想」に沿って、庁内システムのうち、住民記録、税、福祉など、市の基幹系業務においてクラウド利用を行うべく東三河グループに参加し、クラウド化によるシステムの共同整備に取り組みを進めているところでございます。ただ、これはまだ入り口でございます。本市におきまして、基幹系業務の既存システムのリースは、平成27年9月でリース満了となり、現在、国において導入が検討されているマイナンバー制度を見据えつつ、平成28年3月の新庁舎落成予定前の最も経済的、合理性の高いリース満了時、平成27年9月から平成28年の1月の間に新システムに切り替えを行うのが適当です。なお、事前の移行データ等システム移行に伴う職員の混乱や業務負荷を避けるために、また並行稼働など諸々で確実にやるということが記載しております。更に、市の財務会計や人事給与などの内部システムや職員の情報共有であるグループウェアなどの情報事務システムや今回計画する市民サービスの提供のためのシステムについても、クラウド化による整備を順次検討していくことが必要であるということになります。これにつきまして、前回の策定委員会でクラウドについて、構築時においてもセキュリティは最大限のセキュリティを持つネットワークシステムを構築することに加えて、運用時において新たなセキュリティ技術が向上した場合は、遅延なく適用するというセキュリティをもっと重視するというを入れた方がいいのではないかとのご指摘を受けておりますので、下から4行目以降に「ネットワークセキュリティの考慮やクラウドの利点、課題をそれぞれ検討しながら具体的な利用について取り組みます。今後新たな技術により、セキュリティ等が強化された場合は、その都度これらの技術を取り入れていく必要があります。」ということで、セキュリティの充実について、この文章を入れさせていただいております。次に82ページにつきましては、図表4-1システム化業務とクラウド化の検討の方向性ということで、本市におきましては、基幹系業務、内部事務系業務、情報事務系業務と大きく分けて3つのシステムがございます。基幹系業務というのは、特に住基データ、住民基本台帳、市民の方から預かっている個人情報を使って住民サービスをするシステムのことで、これと連携が必要な業務としまして、住民記録、これにつきましては住民票の発行とか、税の所得証明、納税証明、当然これには住所、氏名、年齢等使いますので、また福祉の関係、国民健康保険の資格者だとかいうものに連動して使うものです。これにつきましては、今回東三河で、特徴としましては4点書かせておりますが、市民生活に直接結びついた業務であり、また業務間の連携、住所を使った連携があったり、法制度の改正に対応したシステム改修がそれぞれの市町村でありましたが、クラウドになれば同じデータセンタになりますので、同じシステムを使っていれば、1回のシステム改修で済んでしまうということや、またクラウド化にすることにより割り勘効果で利用料が安くなるということも期待できるということで、これは東三河の自治体クラウド化の方向で行くという方向性を記載しております。内部系事務は、財務会計や人事給与、文書管理システムがあり

ます。文書管理につきましては、今までのように文書が来ると決裁で印鑑を押していくというものが無くなる訳ではありませんが、豊橋市役所でもやっているとおり、電子化で簡単な文書等につきましては、收受から破棄まで電子上で行えることで、ペーパーレス化をすることもできるシステムで、今後クラウド化に向けて検討が必要です。なお、東三河でできればいいのですが、できない場合は、その他の枠組みで一緒にやることを考えていくという方向性を記載しております。情報事務系の業務につきましては、グループウェア、ホームページ、GISやメール配信などは、できあいのパッケージソフトが売られているものですから、割り勘効果につきましては、スケールメリット次第ということになりますが、クラウド化によって安くなればということもありますが、クラウドの方向で検討が必要です。また、東三河においても、できなければ他の自治体との共同利用化に向けて、検討していくという方向性を示してあります。次の4. 1. 1の自治体クラウドによるシステム構築につきましては、今回、本市が考える自治体クラウドのシステム構築の目的や基本方針をここで記載しております。目的及び基本方針につきましては、事業の継続性、例えば震災や何かあった場合でも直ぐに復旧できたり、事業がスムーズにできる事業の継続性、正確性、安全性等を確保し、システムの刷新を行いクラウドのメリットの最大化を図るといったのが、目的と基本方針になります。自治体クラウドによるメリットの最大化ということで、コスト削減、業務の軽減、セキュリティの向上で、これはデータセンターを使うことで、24時間365日の有人監視ができ、またはL2WANによるアクセス回線のセキュリティ確保やパソコン自体にハードディスクを置かないで、セキュリティの確保ということでシンクライアントの採用ということになります。次の83ページに移っていただいて、サービスの向上で、クラウドシステムを行うことによって、住基を元にお互いに業務が連携しておりますので、総合窓口で、例えば市民課へ転入者が来た場合、住民票、転入届、それと共にご案内して、国民健康保険等いろいろな所へ直ぐにご案内できるだとか、その場で処理ができてしまうようなことも可能になってきます。また、システム連携による新たなサービスの創出ということで、今後、市民ニーズが高まってきて、いろいろな業務が発生した場合、このクラウドの連携システムを行えば新たなサービスも、より満足度の高いサービスができることも考えられます。また、(5)の災害に強いということで、データセンターは頑強な建物にデータが置いてあるということになりますので、データセンターの利用。また、データセンターの二重化。データセンターにつきましては、一箇所だけでなく、その同じものを何処かの違う地域の回線を結んで、ミラーリング、同じものをデータセンターに保管する。また、ウのリカバリサーバというのは、簡単な住基の住民票発行だけとか、税の所得証明、納税証明の発行だけとか、簡単なものにつきましては新しい庁舎でも置くことによって、例えば、データセンターと回線が切れたとか、万が一という時には、最低のもの利用ができる。業務継続性からリカバリサーバの導入を考えるということで、記載しております。次に、東三河情報システムのシステム構成・範囲・導入スケジュールがありま

す。これにつきましては、東三河の豊川市、設楽町、東栄町、豊根村、新城市で、前回説明させていただきましたが、この中には東三河というと豊橋市、蒲郡市、田原市がないのではないかとということで、豊橋市につきましては、あまりにも人口規模が大きいということで、現在、岡崎市と共同利用化を進めていて、現在既に国民健康保険については、岡崎市と共同利用化しております。それから、田原市につきましては、最近システムを更新したばかりですので、まだリースアップの時期が先となりますので、今後の検討となります。また、蒲郡市につきましては、今現在、単独でこちらに加わるのか、自分のところで単独でこのグループ以外に入るか検討中となります。次にネットワーク回線は、データセンタからLGWAN、これは行政間のネットワークということです。ローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワーク。地方自治体間と国の官庁と結ぶ閉ざされた専用線ということで結んでおります。そこにぶら下がって、豊川市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村というそれぞれの市内LANのパソコンと連結して、データセンタからシステムを利用するということとなります。サーバにつきましては、自治体がサーバを自分で持っている、自分で構築するのではなくて、あくまでもデータセンタにシステムを置いて、それを利用する形のイメージ図になります。次に先程の基幹系のシステム、住基データの連携が必要なシステムは、1から42までありますが、これをとりあえずクラウド化する方針で、検討していくという範囲を記載しております。その中で、下の方で39、40、41、42の交通災害システムから上水道システム、農集排、あと自動交付機と書いてありますが、これにつきましては、新城市独自で今考えているシステムを示しています。特に42番の自動交付機につきましては、新庁舎に向けて、後でまた説明させていただきますがコンビニ交付、例えばコンビニで住民票等が取れるだとか、そういうことも含めて、新しい庁舎に置いた方がいいのかを含めて考えるということで、記載しております。次に86ページに移って、スケジュールにつきましては、この様なスケジュールで行くということで、示しております。これを見ていただくと平成27年度と書いてある一番右の3月、平成28年の3月ですが、この時点で今計画されている新庁舎が落成を迎える時期になります。そうすると当然、今の古い庁舎から新しい庁舎へ機械を持っていくとお金がまたかかりますので、それを含めて、その前にクラウド化して機械をある程度データセンタに出してしまいたいという考えと、リースアップ時期がちょうど平成27年の9月末になりますので、翌月の平成27年の10月の本稼働を見据えてクラウド化にしていきたいというスケジュールを示しております。次に、87ページの4.2地域情報化に向けた具体的施策ということになります。これにつきましても、80ページを見ていただくと情報化施策として、1から6まで書いてありますが、この項目に基づいて市民からの要望や市の方針で、どの様な市民の要望というと58ページになります。自動交付機や高齢者の緊急サービスがあったらいいとか、そういう要望を含めて当てはめたということになります。それに基づいて88ページに、それぞれ情報化施策を具体的な取り組みということで、当てはめており

ます。それから、33ページに戻っていただきますが、前回の第1次地域情報化計画におきましては、特に防災につきましては、大きな事業をたくさんやっております。これにつきましては、デジタル行政無線、同報系や移動系システムがありますが、ご自宅に同報系の防災無線があったり、外にラップだったり、また移動系でそれぞれの消防職員が持っている無線システムがあります。それから、全国瞬時警報システム、J-アラートにつきましては、ミサイルとかで一時期全国的に導入したものですから、それに伴って稼働するようなシステムを導入しております。それから、災害時要援護者支援システムにつきましては、老人世帯、また老人だけの世帯、また障がい者とか要介護者とかいう弱者につきまして、何かあった場合、その人を助けに行くだとか、何処にその人が居るだとか、そのような支援システムを構築しました。次に34のケーブル緊急地震速報システムにつきましては、37、38ページでそれぞれケーブルテレビを利用して、コンピュータで計算していち早く地震が来る前にカウントダウンでお知らせするシステムを各小学校、保育園、市役所等に導入しました。例えば、地震があると、「5、4、3、2、1、地震が来ます。気を付けてください。」というように、事前にお伝えするシステムとなります。それから、被災者支援システムにつきましては、豊橋市や北設楽郡を含めて広域で被災者証明等を円滑にできるようなシステムを導入しております。88ページに戻りまして、電子市役所の推進、地域情報基盤の利活用、災害に強い市民生活の実現、行政事務の高度化・効率化の推進、地域の絆と活力あるまちづくりの推進、環境に配慮した情報化の整備ということで、それぞれ具体的な取り組みがあります。次に、その具体的な内容につきましては、次のページからそれぞれ簡単にポンチ絵を含めて、記載しております。1番の電子市役所の推進につきましては、主に新庁舎を目指したものになりますが、総合窓口で入った時に情報端末で案内したり、また、電話相談システムの整備について述べています。このイメージにつきましては、市役所の窓口の対応において、集約、一元化を行い、市民が市役所を訪れた際に転入等の処理等を円滑に行うシステムを検討してということで、また、支所等出先機関においては、市民からの専門性が高い問い合わせにつきましては、テレビ電話等で精通した職員が直接相談できるシステムを示しております。次に90ページにおきましては、身近な場所で行政サービスが受けられる環境整備ということで、特にコンビニ交付や自動交付機等を想定しております。これはマイカードが発行された場合、カードを入れれば、自動交付機又はコンビニで自分の住民票が取れるというサービスになります。次に91ページにつきましては、新庁舎情報システム・サーバ室の整備ということで、一部基幹系等につきましては、クラウド化を想定していますが、残るシステムがあるものですから、これにつきましても、セキュリティを確保したり、新しい技術、パソコンをシンクライアント化にしたり、仮想化で一台のサーバで複数のシステムを利用できるとか、経費節減又は環境にやさしいCO₂を出さない電力量が少ないようなシステムにしていくということを書いております。次に92ページにつきましては、要望の高い買い物支援システムの整備ということ

で、全国に事例がありますが、なかなかスキームが難しく、スキームがポイントになると思いますが、まず操作につきましては、ケーブルテレビのリモコンで操作できて、老若男女欲しい商品を注文できたり、また購入の代金につきましても、決済ができたり、また現金で払うかもしれませんが、ケーブルテレビで注文から納品までスキームを考えていくということを書いてあります。次に93ページの子育て支援システム、児童見守りにつきましても、市民要望が強いということで、特に安心・安全、防犯等市民ニーズが高いものですから、これにつきましても何とか新城の宝である子どもさんを地域で守っていきたいということで、このようなイメージ図を書いております。情報技術を使って、親御さんは外出していても、子どもさんは今学校から出た。また、入ったということを知らせるシステムでございます。次の94ページの公共無線LANの整備につきましては、公共無線LANというのは、どこでもパソコンとかスマートフォンを持って行けば公共無線LANで高速インターネットが利用できるという環境整備になります。今現在、本市において公共無線LANは、2、3箇所しか入っていませんが、今後、後から出てくる観光ナビや電気自動車の充電の状況等、いろいろ公共無線LANの関係が必要なことが多くなりますし、また、新城にビジネス等で来た場合、当然必要となってくると思いますので、このようなものを各公共施設に整備したり、又は人が集まる所につきましても、事業者を設置をある程度要請していきたくて考えております。次に95ページにつきましては、メール配信の拡充・更改ということで、メール配信がいいところは、自分が一方的に送り付けるプッシュ式ということで、一方的に行政、又は緊急のものを送るという凄くシンプルで役立つシステムですので、これをもっといろいろな形で高度化、拡充していきたくてということを書いております。次に96ページのSNS、ツイッター、フェイスブック等の情報発信の充実ということで、各自治体につきましては、最近特にフェイスブックやツイッター等の自治体利用が進んでおります。それを防犯や防災活動、観光に利用していくということで、これも地域情報化計画が出来次第、直ぐにガイドラインを作ってやっていきたくてというサービスになります。次の97ページにつきましては、新城市情報ネットワーク（F T T H）機器更改ということで、平成19、20年度で市内全域に光ケーブルを敷設しましたが、光ケーブルにつきましては、大体15年位は持ちますが、公共施設、学校等のネットワーク機器は5年が過ぎて、機械につきましては、5年位で更新時期を迎えますので、計画的に更新を考えていき、通信の安定性と品質向上、保守費の低減を実現していくべきだということを書いております。それから98ページの映像監視システムの整備につきましては、先程の情報ネットワークがありますので、これを利用して定点カメラ、特に防犯や防災、産廃の不法投棄等に使って、ある重要な点に定点カメラを設置したらどうかということを示しております。それから99ページの統合型GISにつきましては、先程申したとおり、これは凄く範囲が広いシステムになります。地図情報でそこへ行けば何平米の地積があるとか、都市計画がどうなっているのかとか、防災で言えば避難所は何処かということ、そ

れをやれば、スマホを見ながらそこまで案内してくれたり、いろいろな使い方がありますが、これは全国的に昔は単独で置くと億単位とか保守費も結構高かったのですが、最近はクラウド型で各自治体入っているところが多く見られますので、本市につきましても、昔から検討はしていますが、なかなか実現できないシステムで、そのコストの面、利用の面から考えて、整備について検討を進めていくべきだということで、記載しております。それから100ページの文書管理システムにつきましては、先程申したとおり紙媒体を減らしたり、事務文書の効率化で電子の文書が公文書になりますが、それを収受、保管、破棄まで電子上で行うシステムです。それから101ページにつきましては、学校情報システム（校務支援システム）の整備ということで、現在、学校につきましては、小学校にホームページ等がありますが、それだけではなく先生方の事務負担の軽減をこのシステムを入れることによって、特に児童の教育の方に集中していただきたいことを含め、こういうシステムを行えば、学校全体が良くなるということで、示しております。それから、総合計画で先程申したとおり、6ページのこの情報技術を活用した行政サービスの推進ということで、真ん中あたりに「学校教育支援システムの充実を図ります」というように書いてあります。それと102ページの地域の絆と活力あるまちづくりの推進ということで、観光ナビゲーションシステムでフェリカ、QRコードということで、携帯電話等をかざせば観光案内ができたりするシステムです。観光地に行きますと、最近こういうのが多いものですから、是非とも、新城に来たら設楽原がどういうものかという案内もできるものですから、こういうシステムはどうかということで、設楽原資料館に公共無線LANを入れて、こういうものも利用できるように形にしていければと考えております。103ページの観光ナビゲーションその2につきましては、スマートフォンということで、観光向けに観光情報を、前々回、ヒミカさんが観光アプリ等をご提案いただきましたが、新城独自の歴史が見えるまちということで、観光情報のアプリを使って観光地をPRしていくというシステムです。それと104ページの図書館システムの機能強化につきましては、図書館では、今貸出中の本とか、そういうのは分かりますが、ただ検索で見ただけではなく、予約等だったり、窓口職員での事務軽減として、延長の対応とか、本を返してない場合は返却の督促とかということができるシステムで、図書館システムの機能強化ということで書いてあります。次に105ページになりますが、施設予約システムの整備につきましては、本市において、山びこの丘やテニスコートを借りる場合、電話で予約等をしており、また斎場につきましては、何時が焼き場が詰まっているとか電話で確認していますが、それをある程度、ホームページ上で見れたり、予約できるようにしていきたいと考えております。例えば、山びこの丘の施設の予約につきましても、名古屋の人、県外の人がこちらに来る場合、その遠隔地から電話で予約する、空いているかどうかではなくて、ホームページ上で今日は山びこの丘は泊まれるという予約まででき、それによって観光客の利便性を図って、観光客を増やしていくシステムになります。これにつきましては、あいち電子自治体推進協議

会の予約システムがありますので、それに参画したり、又はそれでも不十分でしたら単独のシステムを考えたり、またクラウド化を考えていきたいと考えております。次に106ページの新城市公式ホームページの充実ということで、ホームページはありますが、今までサーバに負担をかけたくないということで、シンプルなテキストで文字、写真等のベースのホームページになっておりますが、今後、情報量が多い動画とか、又は日本語、英語だけではなくて、ポルトガル語等の多言語とか、又はスマートフォン用や携帯電話用のホームページを閲覧できるようなフォーマットを作って、ホームページの充実を図っていくということになります。次の107ページのコミュニティFMの拡大ということで、これにつきましては、事業主体を含めて検討が必要ですが、コミュニティFMにつきましては、災害時などに大変有効な手段ということもあって、調査研究を進めていくことが必要であるということで、記載しております。次の108ページのグリーンICTの推進につきましては、新城市は環境重視という方針でありますので、機械は必要ですが、電気を使わずCO₂の排出を削減したり、パソコンを1台買うにしても、電力消費が少ないものを選択していくという方針でやっていくということになります。109ページについても、会議等で文書を配っていますが、それを例えばパソコンとか、今実際にありますがタブレットを配って、会議資料を電子上で見て、それで紙を使わないということも必要ではないかということで、記載しております。第4章につきましては、以上でございます。

委員長 どうも、長々のご説明ありがとうございました。改めまして委員の皆様、このA3の資料をご覧いただきたいと思います。今、ご説明いただいたところですが、私たちこれまで議論してきて、第3章が情報化推進の基本方針ということで、それに沿って今、第4章のご説明をいただきました。第4章につきましては、今ご説明がありましたように、まずは基幹系システムのクラウド構築の整備というのが、まず1つありまして、その後で、個々のより具体的な施策として1から6まで、小項目を挙げますと21小項目が挙げられているということでございますが、こういうところを目指して情報化の整備を推進していくというところをご説明いただいたということでもあります。それでは、この第4章のところでご説明いただきました点につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

委員 今回の説明の中で、先程の平成19年度から平成23年度に導入したシステムを33ページのところで説明していただいたのですが、導入年度が平成24年度分が入っておりますので入れてもらうのと、こちらで当初入っていたコンビニ収納が平成24年度までに実現しないということでなくなりましたが、それが後半に入っていないので、どこかに個別に項目を起さなくてもいいのですが、コンビニか何かに入れておいた方がいいのではないかとというのが1点です。それから、市役所関係の表示が支所と書いてあったり、鳳来総合支所と書いてあ

ったりしてバラバラなので、統一した方がいいのではないかと思います。それから、細かいことを言いますが、103ページの想定効果のところ、名称を「長篠・設楽原の戦い」に直していただきたいと思います。以上です。

事務局 コンビニ収納につきましては、来年度からやるものですから、入れるかどうか迷っていました。入れさせていただきますので、よろしくお願いします。

委員長 その他、いかがでしょうか。

委員 4. 2の地域情報化に向けた具体的施策の行政事務の高度化・効率化の推進というところで、学校関係のことが書いてありますが、4月から新城市もこども園で保育園と幼稚園が一体化に変わってきますので、その辺のところも同じように情報もやった方がいいと思います。その辺の考えを教えてほしいのが一つと、もう一つ上のところに災害に強く安心・安全な市民生活の実現がありますが、防災とか災害というのは、いろいろなアンケートをやりますと、しっかりしてくださいというのは分かりますが、気象状況等は市の独自のものを早く伝える方法を考えてほしい。そういうところを取り入れていただけるとありがたいと思っています。それから、電子市役所の推進というのがありますが、一般の方にはなかなか分かりにくいので、こういうものやっていった場合には経費がどの位減ってくるということを、しっかりと明示された方がいいのではないかと私は思います。それから、買い物支援システムというのがあるのですが、この辺につきましては、中々難しいというご説明がありましたが、特に農協や商工会との連携をうまくして、市で取り上げていくのか、その辺のところを明確にしておいた方がいいのではないかと思います。それぞれの関係機関でやれば話は別になりますが、高齢化が進んでいますし、特に限界集落という所も新城市では奥の方に行くところがあるので、その辺のところをどのように構築していくかということと、その隣の子育て支援システムというのがありますが、子どものことが書いてありますが、前後して申し訳ありませんが、新城市は高齢化率が非常に高いものですから、特に高齢者の方へ現在どこにおられるというような発信機を付けるとか、子どもも一緒ですが、お年寄りの方や認知症の方にやっていただくと、非常にありがたいと思います。それから、最後になりますが、メール配信システムの拡充・更改というのがありますが、新城市では今、自治区制度というものをやっていますので、今後その制度がどのように活用されていくか分かりませんが、公民館等をもう少し充実するなり、いろいろなことが検討されますが、今後どういうものでメール発信をしていくのか、将来的に地域自治区というものができた時には、それぞれの公民館を中心にコンピュータを設置するとか、いろいろなやり方があると思いますが、そのところを教えてほしいと思います。以上です。

委員長 ありがとうございます。幼稚園、保育園の問題から気象情報、電子市役所に

おけるコストの問題、それから買い物支援をどうしていくのか。子育て支援だけではなくて高齢者支援ということも考えてほしいということ。それからメール配信システムの拡充というところで地域自治区を含めてどのようにやっていくのかというところを教えてくださいということで、6点ありますが答えられる範囲でお答えいただけるとありがたいと思います。

事務局

まず1点目の学校情報システム、校務支援システムについて、こども園も入れたらどうかということが1点目かと思いますが、これにつきましては、想定が小中学校の職員、先生等を想定したものですから、こども園を含めて再度考えていきたいと考えております。2点目の気象情報につきましては、新城市の情報を早く知りたいということですが、他のポータルサイトのヤフーとか新城市の単独の気象情報とか、ケーブルテレビでもデータ放送でも新城市の天気が出ておりますので、それにリンクを張るなり分かるようなことを広報するなり、考えていきます。それから、クラウドの経費の明示ということですが、クラウドを進めていって検討しますが、今後、試算とかがありますので、これとは別に試算をしてやるには当然予算が関わるものですから、議会の方で審議していただいてやっていくという形になるかと思っております。ここでは、基本方針を示すのが地域情報化計画になりますので、金額までお教えするのは中々できないかと考えております。買い物支援につきましては、限界集落や高齢者世帯が多くなったため、これは重要だということは十分解っておりますので、どこまでやるのかということを示した方がいいということは、ごもっともでございますが、ここでは大まかに書いてありますので、本当にやるにはスキームが大切な部分になり、改めてやる段階においては、スキームを関係団体また関係事業者と検討しながら、進めていきたいと考えております。それから、高齢者の見守りの関係で、子育て支援で児童見守りというのがありますが、高齢者も同じではないかというご意見ですが、これにつきましても、既に高齢者見守りは長寿課で、緊急通報システムというのがあったり、詳しいことは調べていませんが、各自治体のことを時々見ますが、例えば認知症の方を特定して、何処かへ行ってしまった場合、何処に居るのかということをしてGPSを使って、すぐに分かるようにするだとか、そういうシステムは聞いておりますので、それにつきましても、ここの部分を追記とか何か方策を記載して考えていきたいと考えています。それから、メール配信の拡充で、もう少し拡充していった方がいいということでしたので、再度、メール配信につきましては、プッシュ型で一方向的に送って、シンプルでどこに行っても情報が直ぐに一方向的に送り付けられるシステムで有効ですので、公民館の拠点の使い方を含めて考えていきたいと考えております。以上です。

委員長

恐らく、こういった方針をここに載せて、具体的に実際に市民の皆さんに見える形にするシステムになるまでには、まだ少し今ご意見をいただいたような話をもう少し具体的に練って、より良いものにしていくということかと思っております。

今の子どもの見守りシステムは、実際に動いてくると、だとしたらこういう方法もあるのではないかという意見がまた出てきたりということもあるかと思えますので、動かしながら考えていくということになるのかと思えます。学校関係で何かありますでしょうか。

委員 83ページですが、2行目の総合窓口システムの導入という言葉が89ページに書いてあって、その概要のところ、市役所窓口の対応の集約、一元化という言葉があるので、言葉を揃えた方がいいのではないかと思います。87ページですが、6の環境に配慮した情報化整備は囲むということは、ここもやるのでしょうか。

事務局 囲みます。

委員 89ページから細かく書いてあるところで、語尾が例えば89ページの概要の2行目で「円滑に行えるしくみづくりを検討します」、隣のページの90ページは「検討します」、次の91ページは2行目「サーバ室の整備を行います」、その他、「調査研究をします」とか「整えます」とかいろいろな語尾がありますが、意味があって違うのか、「行います」というのは間もなくやるということで間違いないというように取れるし、「検討します」、「調査研究します」というのはちょっと意味が取りにくい感じがしました。それから、90ページのところで、事務局の説明で全国津々浦々でという説明がありましたが、マイカードが発行された場合、これが文章としているのかいらないのか。言葉でそう言われたので、載せるのか載せないのか。それから、101ページの学校のところですが、概要の2段落目で「お互いの研究等を発表する」というのがありますが、お互いの研究等を発表するというよりも「共同学習」くらいで言っただけだとありがたいと思います。同様に図の中の「テレビ会議を利用した研究発表」というのが2箇所ありますが、これも似たような「共同学習」ということです。表の中の小学校のところに通信簿という言葉がありますが、今はあまり使わないので通知表にしてください。それから、先程の共同学習のところ、6ページのところも研究を発表するというのを合わせてやっていただきたいと思います。

事務局 6ページは総合計画をそっくりコピーしておりますので、6ページは直せません。

委員 それから、106ページの新城市公式ホームページの充実というところで、「新城市の公式ホームページをより多くの人に安全に」とありますが、ホームページを使うのに安全というのは、どういう意味なのですか。

事務局 SSLのことで、例えば新城市では市長の手紙というのがありまして、市長に

いろいろ意見を言うことができるというもので、それが暗号化されていないものですから、それを暗号化する必要がありますので記載しましたが、言い方を考えます。

委員 2行目のセキュリティの高度化というのは同じ意味ですか。

事務局 そうです。

委員 それから、4番目の留意事項で、各種対応の優先順位というのも、これはどういう意味なのでしょう。

事務局 これは、多言語ホームページやスマートフォンでの閲覧とか、下の方の図で動画コンテンツによる施設紹介があるものですから、一度にやると大変だということで、想定してどれからやっていくかというイメージで書かせていただきました。分かりやすく書き直します。

委員長 今のお話で、文言の修正については、いかがですか。

事務局 チェックが足りない部分がありますし、精査して全課に投げて、もう一度見直しをさせていただきます。今回が委員会では最後になりますが、最終的にはもう一度修正を含めて、発行する前に皆さんにお配りして見ていただく形になりますので、よろしくをお願いします。

委員長 どの程度やるかということによって、表現を変えなければいけないところが当然出てくるとお思いますので、意味を持ってこの言葉を使うということにしていきたいとお思いますので、よろしく願いいたします。
その他、いかがでしょうか。

委員 先程、意見の中で出ましたが、私共農協としても3カ年計画というものがありまして、今日の午前中にも25、26、27年の中期計画をやっていく中で、どうしても高齢化という部分があって、買い物支援というのが大きなテーマとして出ております。また高齢者の安否確認ということが計画の中に出ていて、今日、ここに来るまでの中でも、行政でもこういう形で、情報化の中でそういったことを考えており、農協だけでなく地域産業ということも議題の中で出ましたが、地域の商工会や生協とタイアップしながら進めていくということが必要だと思えます。最終的に行政や地域の産業とタイアップした中で、協力することは全然問題ないものですから、そういった方向性の中で将来的にご相談いただければ参加したいと思っていますので、このように進めて行っていただければいいと思えます。

- 事務局 ありがとうございます。この買い物支援のシステムにつきましては、地域が広いこともあって、市が単独でできるということではございません。各団体、地域と住民の方のスキーム作りが必要です。この検討が始まった時点におきまして、所管する課を含めて検討会が立ち上がると考えておりますので、その時には農協さんをはじめご協力をお願いすることも伝えておきますので、よろしくをお願いします。
- 委員長 ●●委員のお話は、とても大事なポイントで、多分これは情報化の中でこういうものが出来ますということを決めて、それぞれの農協さんであったり、商工会さんであったり、そういうところの活動を今回の情報化と、どのように連携をしていくかということが大事なことだと思いますので、是非、協力していただきたいと思います。
- 委員 いろいろな仕組みを入れていく中で、災害時にネットワークを繋いでいる時に、末端のサーバのところだけ生きていても、通信の回路が寸断されてしまうことがあります。●●委員も言われた二重化等いろいろなことがあります。なるべく低コストでやっていくということが必要だと思います。また、予算立ても含めて壊れた時の対策についても、ご検討の中に入れていただければいいかと思います。
- 委員長 ありがとうございます。事業継続性に関しては大震災以降、いろいろところで話題になっておまして、そのためにも、如何にリスクを抑えていくかということも大事なポイントで、もちろん、そのための予算を積み上げていくということも一つの方法です。今回の情報化の中のクラウド化というものも、実はそういうこともあるということで、なるべく持たない方がいいというところもあって、事業継続性も含めてクラウドにしていかなければいけないと思います。その他、いかがでしょうか。
- 委員 今、電子で新聞が読めたりしますが、図書館もいずれそういう時代が変わってくると思います。電子化でいろいろ変わってくると思いますが、その辺の連動性があるものですから、こちらのシステムとうまくやらないと、バラバラにしていると、またお金をかけてしなければなりませんので、そういうのも合わせて、よく検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。
- 委員長 電子書籍に関しては、勢いよく進んでいくと思いますが、多分、紙媒体の図書はなくなってしまうと思いますので、今ご意見いただいたように、将来的には電子書籍に対してどうシステムを構築していくかということが、将来的な案件になってくると思います。

時間が結構オーバーしておりますが、観光関係いかがですか。

委員 今の紙媒体、電子媒体のことで、手短に説明させていただきます。観光について言えば、現在やっているのが、フェリカやQRコードがありますが、第2次の情報化計画の期間が平成25年から平成29年で、そうするとフェリカやQRコードというのは、時代的にも必要がなくなっていくかと思えます。観光のサブ媒体は、もちろんチラシやパンフレットも重要になってくると思いますが、今後は多分ARになると思えますので、それについても言及をもう少し載せていって、フェリカやQRコードの方はあまり必要ではないのかと思えます。そういったARに関して今後、新城市は何々跡というのがありますので、城跡とかに仮想空間を重ねられる技術が進歩してきたら、作手だったら古いお城とかがいっぱいありますので、重ねて観光情報を発信という方向になっていくと思えますので、ARについては是非もう少し強調して入れていった方が、この第2次情報化計画が平成29年ということで、時代に沿ったものになっていくと思えます。

事務局 ARにつきましては、103ページのところに詳しく書かせていただきます。これにつきましては、当然、無線LAN環境もある程度必要であると考えておりますので、留意事項で無線LANの設置ということで書いてあります。このARは、先程申しましたが、例えば、設楽原資料館へ行けば、鉄砲にスマホをかざすと、この鉄砲は何年式のどんな銃かという文字情報がそこに重なって出るというシステムでございますので、103ページにARについて、追記をさせていただきますと考えております。

委員長 今の●●委員のご発言は、多分、何もない山がARで映すと古戦場跡が生き生きと再現されるとか、そういうイメージでおっしゃられていただいていると思えます。そういう技術はどんどん使っていくべきだと思いますので、是非、やっていただきたいと思えます。それでは、ここで第4章については、まだご意見があるかも知れませんが、●●委員から自治体クラウド導入に関する考察と非常災害時の放送・通信手段の確保についての2点につきまして、ご意見をいただいております。10分位で恐縮ですが、ご説明をお願いいたします。

委員 クラウドについてですが、これまでクラウド化することによるリスクとか、デメリットに関しては、この報告書(案)の中であまり触れられていませんでしたので、その辺の確認を取りました。次期新城市情報システムのクラウド化に関して、既存の独立システムと比較して利害得失や注意すべき点を整理してみました。メリットとしては、コスト削減という事が大きいということです。実際にはよく解らない部分がありますが、今日配られた資料の中にも総務省がクラウド化に関してまとめた去年の3月の報告書というのがありますが、コスト

ダウンに関しては21%から30%のコストダウンできるであろうということです。あと、クラウド化そのものではありませんが、共同センター化に付随して遠隔地化により大規模地震の被害を回避できる可能性が高まります。これは、下の方に書いておきましたが、遠隔地に置くことで新城市が大地震の被害を受けた場合もシステムが被害を免れる可能性があるということです。ただ、愛知県、静岡県とか首都圏にデータセンタが置かれている場合は、大被害を受けてしまうと回避メリットを失うこととなりますので、今回クラウド化というのが推進されるとしても、データセンタを何処に置くのかというのは、あまりこの会議の中でも話が出てきておりませんが、非常に重要なポイントだと思います。実際にこの辺の近場でしたら、岐阜県とか長野県、この辺でしたら南海トラフ大地震からは遠くて被害が受けにくいと考えられますが、例えば、東京は南海トラフ地震とは関係ありませんが、首都直下地震というものが起きるのではないかとされておりまして、こちらの方は日々普通に暮らしができていても、東京近郊にデータセンタがある場合には、バックアップがない場合の話をしておりまして、突如として自治体機能が失われてしまう可能性もありますので、その辺に関しては十分に注意してデータセンタを何処に置かれるのかということに関しては注意しておく必要があると思います。あと、クラウドそのもののシステムの危険性に関してですが、大体電算システムというのは、安定が求められるシステムに関しては、新しい技術は使うなという鉄則があります。とにかく、古いシステムで安定して、5年も10年も世の中で安定して使われている、そういうものを合わせて組み立てるということです。例えば、金融機関さんでしたら、正にその点は非常に注意をなさっていることと思いますが、新しいシステムというのは、非常にそういった面で安定性を欠く場合がありますので、その辺を導入するのであれば、十分注意していかなければいけないということを申し上げておきたいと思います。ある会社で、中小企業や小規模のユーザー向けにシステムを提供していたことがあり、そのシステムが障害を起こしまして、普通、障害が起きたら数日のうちには復旧して、また使えるようになるのが当たり前ですが、システムが複雑過ぎて結局復旧できずにサービスをそのまま廃止してしまったという、とんでもないようなことも実際には起きています。クラウドといいますのは、普通のシステムではなくて、非常に複雑化している部分が含まれますので、たまたま新城市の場合は、リースの更新の時期が平成27年9月ということで、その辺は難しいところですが、もし様子を見ることができれば、既存のシステムのような形で、もうしばらく、もう1期ぐらい走って実際に世の中で何の問題も起きないか、あるいは起きたとしても、それが修復されてある程度技術的に安定度を増した時点でクラウド化に踏み切るとか、いろいろなことが考えられるのではないかとということ、この話をなしに話が進んでしまうというのもどうかと思ひまして、話をさせていただきました。少しお聞きしたいのですが、86ページに図表4-4として新城市における自治体クラウドの導入スケジュールがありますが、実際に何か問題があって、これは深刻だから見合わせた方がいいというような判断が出てき

たと仮にした場合に、この選定を巡ってどの地点が緊急停止の限界と考えるかということはお分かりになりますか。それとも、もうこの会議でクラウド化が正式に決まって走り出したら、もう何が起ころうがこの選定に則っていくしかないという形になるのでしょうか。

事務局 クラウドにつきましては、国、県等が実証実験をやって進めて行こうという裏打ちが、先程のこの資料でもお配りしておりますが、調査研究報告書とか総務省でも自治体クラウドの検討会等の調査研究会を立ち上げており、そこで皆さんで検討して、実証実験、各自治体での導入実績が沢山ございますので、十分自治体クラウドにつきましては、安全だという認識で、本市につきましても、先程のコスト削減や業務継続等を含みまして、推進していくという方向で示しております。

委員 ということは、もう走るしかないということですか。

事務局 重大な欠陥ということがあれば、当然、そこで立ち止まって検討する必要があるかと思いますが、今の国等の実証実験や各自治体の導入結果を踏まえて、そういうことはないと考えております。

委員 非常災害時の放送・通信手段の確保についてですが、前回私はアマチュア無線を応用して避難所とそれから市庁舎との間を結ぶという話をしました。これは休憩の時に委員長さんからアマチュア無線ベースというのは、趣味を前提とした通信システムなので、市の行政が主導してというのは難しい面があるのではないかというお話をお聞きしまして、私も実際にはそういう面があるのではないかと、私なんかはアマチュア無線を楽しんでおりましたので、そのところの敷居が非常に低く感じますが、一般の方だと趣味のもので本当に大丈夫なのかという印象をお持ちの方も相当数おられるのだらうということで、何かそれに代わるものがないかということで見えておりましたら、平成20年よりデジタル簡易無線というシステムを総務省が規定して、実際に無線機等も売られています。これが特定小電力の例えばスキーのゲレンデでお互いに通信するようなものではなくて、実際にUHF帯でも低い比較的曲り込める部分と351MHz帯で出力は5Wで、十分に実用になるような仕組みです。勿論、実際にこれを導入することになれば、調査、研究は必要になってくると思いますが、これを用いて実際に非常災害時のシステムというのは、可能性が高いのではないかということで、新たな話ですので、こちらの方にご案内させていただきました。今回、事務局から第4回策定委員会資料ということで、先日、各委員さんのご自宅にこの案が送られてきましたが、私もその中を見ておりましたら、今回応用すればこの非常災害時にも十分有効であるということを見つけました。6ページをご覧ください。下から3つ目の項目で、「市民同士、市民と行政の情報交流を推進するため、電子会議室等の設置についての研究を進めます。」とあります。

これが、私が前回まで申し上げておりました無線の通信の部分ではなくて、無線機にパソコンを繋いだ電子掲示板システムで、光ファイバのケーブルや電話が不通になった時に、無線ベースの通信手段が確保されていれば、行政の情報が集まってくるということに繋がります。電子会議室というのは、電子掲示板システムの一つの進化形ですので、光ファイバも勿論平時には使いますが、非常時には私が書きましたデジタル簡易無線を使うことによって、通信が確保できるということになります。ということで、これを使って非常時に通信手段を確保するというのを考えていけばいいのではないかと思います。まず、ここまでで皆さんのご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

委員長 ●●委員のほうから、いろいろとご情報をいただきました。皆さん、何かご意見ありますでしょうか。

事務局の方から何かございますか。

事務局 お配りさせていただきましたが、主な業務無線というA4の資料があると思います。今言われたのはデジタル簡易無線のことですが、基本的には一番左の行になりますが、最適業種としてゴルフ場、工場、テーマパーク、遊技場、工事現場、ホテル、送迎バス、e t cということで、一般的には業務とかレジャーに使う無線でございます。これにつきましても、1Wから5Wということになります。いろいろ調べさせていただくと、距離は1キロから10キロで、新城市は山が多いものですから、あまり届かないという認識でおります。その中で、廃止の予定で今からは使えませんが、900MHz帯のパーソナル無線のイメージで、それと同じで周波数を皆さんで共同して使うシステムになります。それで、実際に消防業務で使えるのかということを考えなければなりませんし、電波法でいうと消火活動にデジタル簡易無線を使うことは禁じられております。ただし、見回りや消火活動以外の通信では使用できますが、その分の区分けも必要ですし、それと通信速度について、9600bpsということで、スピード的には昔の電話のモデム程度になり、テキストベースの送信になるかと思えますので、調査しなければならないと考えております。それと、このシステムにつきましても、一人の方がチャンネルを占有することはできないので、例えば5分位経つと切れてしまって、それ以上は使えません。たくさんの人に使ってもらいたいということで、時間的な使用制限があったり、その点を含めて今後検討する面が多々あると考えております。それに伴いまして、別途、地域防災計画書という資料に通信の部分をピックアップしております。新城市の防災安全課でも、この様な計画を立てて非常時には無線をどうしていくか。85ページに通信手段の確保とか、いろいろ書いてありますので、この中でデジタル簡易無線の利用方法を検討されていくべきかと考えております。以上です。

委員長 ありがとうございます。●●委員の方からクラウドの安全性について、十分に

考えた方がいいというご意見をいただきました。その点につきまして、話が戻るかもしれませんが、これまで我々議論して、クラウドの方向性というのは、これは避けて通れないところかと私自身も感じています。●●委員がおっしゃるような危険性というのは、当然ないとは言い切れないところがあります。ですが、そこにつきましては、出来るだけセキュリティを確保するという事で、国の方向性、そして県の方向性を考えながら、やっていくということになり、かなり重大な欠陥が見つかった場合には、事務局からもありましたように、当然立ち止まって十分考えることは言うまでもないことだと思いますので、一つのクラウドの方向性というものは、この時点で止めるというのは、難しいのではないかというのが私の感想として持っております。それから、今のアマチュア無線に関しましても、委員の中のお話しにもありましたが、通信の二重化とかそういった体制作りというのは考えなければいけない部分でありますし、これから具体的に進めていく中で、考慮しながら進めていただきたいと思います。その中で今のデジタル業務無線の話もありましたが、アマチュア無線の話も、私の意見としては、この計画の中にアマチュア無線を入れていくというのは、中々難しいところがあるかという否めないところがあって、具体的に進んでいく中で、新城市の中のアマチュア無線の団体の方々が何らかのアクションを起こしていただいて、そのアクションとこの情報化計画の中でうまく連携させていくというのが、一つの方向性かと私自身は感じているところです。●●委員、いかがでしょうか。

委員 今、私がデジタル簡易無線のお話をさせていただきましたが、これは前回までのアマチュア無線だと根拠が薄いというか設置しづらい面があり、それが実際に実現する場合において、こういうシステムがあるので、これから私がした提案に関して、根拠のある話であるということを示したかったということですが、これはこの会議で皆さんにご検討いただいて、採択いただくか分かりませんが、この案の中で私が是非とも非常時に対してこれからいろいろなシステムが前向きに考えられるように盛り込んでいただきたい、ないしは、変えていただきたいといったところを幾つかお話ししますので、よろしくご検討ください。まず、6ページの先程の「市民同士、市民と行政の情報交流を推進するため」という文章ですが、その後、今申しましたように電子会議室等が設置されていれば、これは災害時に非常に有効になると思いますので、「情報交流を推進するため」の後ろに「非常時の救難要請について」という文言を含めるということを提案します。

事務局 今回、地域情報化計画策定に当たって、その上位計画である総合計画の情報ビジョンを実現するために、第2次地域情報化計画を作ることが前提になりますので、先程も申し上げましたが、これは大元の総合計画の言葉ですので、言葉自体も全て決定されたもので、これをこの場で修正するという事は、この権限ではできませんので、よろしくお願いいたします。

委員 では、この文章を総合計画ではなくて、我々が今定めている中のどこかに挿入していただくということは、いかがでしょうか。この電子会議室等の設置ということが進んでいくと非常に有効になると思いますので、例えば総合計画の中ということですが、これは今生きている総合計画ですか。

事務局 はい。総合計画の中期計画になります。

委員 これがあるということは、これが今後推進されていくと考えてよろしいのでしょうか。

事務局 これは総合計画の情報の関係になりますので、これを実現するために地域情報化計画の中に盛り込んでいくという形になります。

委員 あとは、コミュニティFMに関してですが、前回までの会議でコミュニティFMの開設ということで、お話をさせていただいたと思いますが、今回見ますとエリア拡大というように、少しニュアンスが変わってきていると感じております。一番最初に出ておりますのが、87ページでコミュニティFMラジオ放送局の設置またはFM放送局の放送エリアの拡大と一文何か追加されております。その後、88ページで4. 2. 5. 6のところでもコミュニティFMのエリア拡大となっており、設置ではなくてFM放送局の放送エリアを拡大するというところで、完全に一本化されてしまっているようです。これは、別にFM放送局のエリアを拡大ということの方がいいということで、この会議で討議されて決まっていくのであれば、それはそれとして仕方がないかもしれませんが、もしそうだとするならば、新規開設とFM放送局のエリア拡大と比較してどちらがメリットがあるのかということは十分討議が必要なのではないかと思いますが、知らぬ間にこの辺が変わっているのではないかと思います。

事務局 前回と用語自体は変わっておりません。誤解を招いて申し訳ありません。この部分につきましては、107ページで簡易なコミュニティFM局の開設によりと書いてありますが、あくまでも調査研究をしていくということでございますので、新規開設またエリア拡大、これに基づいて、例えばどちらがコストが安いとか、どちらの方が便利だとか、放送するにはアナウンサーのこともありますし、全てを網羅して検討して、どちらがいいかということは、今後検討していった決めていくという形で考えております。以上です。

委員長 今の107ページのところに、タイトルだけはエリア拡大ですが、概要のところに「簡易なコミュニティFM局の開設により」とあって、最後に「調査研究を進めます」と書いてありますので、あえて削除しているということではないと思います。

委員 読んだ時のニュアンスの問題ですが、題名にエリア拡大とあって、1番の概要の中に簡易なというのが付いていますので、これは普通のコミュニティFM局を開設する話ではないのではというニュアンスが含まれていると思いますので、私としてはエリア拡大のみの表現というのは、ちょっとまずいのかと思いますので、もしエリア拡大という言葉はどうしても残したいということであれば、新規開設あるいはエリア拡大のような形にさせていただけないかと思います。ないしは、どちらが適切かということをご討議いただければと思います。

事務局 ご心配をかけて申し訳ございません。これをエリア拡大ではなくてエリア整備というように置き換えることを、検討したいと思います。

委員 エリアというのを外していただけますか。整備ということであればいいかと思いますが、どうもエリア何とかというのが入りますと、既存のものを何かいじるというように私は感じてしまいます。

事務局 携帯電話のエリア拡大でも、当然この地区は不感地域だからエリアをサービス提供地域にするとか、そういう意味のエリアでございます。既存のものを持って来るのではなくて、新規に何も無い所にサービス提供地域を広げるという意味合いで書かせていただいております。

委員 ということは、時間もないことですので、討議なしにこのままの表現で行きたいということですか。

委員長 今のご提案は、エリア整備という文言に変えたいという提案でしたが。

委員 そういう話だと思いますが、よく分からないのですが、何故新規開設、あるいはエリア拡大という表現ではいけないのでしょうか。一番分かりやすいと思いますが。両にらみで同じ重さということ。

事務局 そういうことでしたら、拡大とか新規を含めて、これはあくまでも基本的な方向性を示す計画ですので、新規なり、拡大なり、より良い方法で考えていくということですので、その辺の文言につきましては、今言われたとおり拡大、または新設を含めて記載を変えていくことについて、検討したいと思います。

委員長 タイトルを含めて考えていくということで、ご理解いただきたいということで、よろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 まだ、議論もあるかと思いますが、今の二つのご意見で、自治体クラウド導入に関する考察の趣旨であります情報セキュリティ対策の重要性につきましては、計画書（案）の4. 1節の地域情報化に向けた基幹系システムのクラウド整備について、あるいは、第5章についてはこれからですが、5. 3の情報セキュリティ対策及び個人情報の保護対策について、この情報セキュリティに関しては重要な要素でありますので、後日、この計画案を市長に届けなければいけないのですが、その際にこういったセキュリティに関しても明言していきたいと考えております。それから、災害時、非常時における通信の確保においては、デジタル簡易無線の話もありましたが、平時においては先程説明がありました、工場や遊技場、工事現場、ホテル、一般業務無線と言いますか、市町村防災とか県防災とかタクシーとかガス事業とか、そういうところで許可されない中小企業や地方公共団体などの団体で利用されるということではありますが、その有効性、利活用について、先程●●委員からもお話がありました、地域防災計画の所管部門がございまして、そちらの意見をまた聞いて、検討していきたいということで、考えていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

多分、無線系の多重化というところは、大変重要な問題だと思いますので、防災の担当部署と是非事務局でまた摺合せをしていただいて、文言で入れるところは入れていただいて、検討いただくということで、お願いいたします。

事務局 ●●委員から大変貴重なご意見をいただいておりますので、この意見書につきまして、担当部署である防災安全課に意見書を送付させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 それでよろしいでしょうか。

委員 実は補足ですが、この会議の直前に私は防災安全課に行きまして、防災行政無線のチャンネル数が十分にあるのかどうかということを確認して参りました。その時に防災安全課としては、実際に大規模地震で初期の通信需要が増大することに関して、足りると思いますかということをお聞きしましたところ、とても足りないということでした。ただ、総務省から自治体に対して与えられるチャンネルというのが非常に限られていて、その中で人的に何とかやりくりするような対応でしのぐしかない現状では考えているという、ご返事でした。実際にデジタル簡易無線のことに関して、アマチュア無線とは別のこういうのがありますということで、お話ししましたところ、今のところあまりそれを使うということは、初めて聞くのでよく分からないので、今後検討していきたいということでした。今後どうなるか分かりませんが、私も個人の立場でそちらの方に出向きまして、いろいろ協議する中でお願いしたいと考えております。

委員長 ありがとうございます。是非また、●●委員、個人的にも行っていただきたい

と思います。事務局からも、是非この話を担当部署に伝えていただきたいと思います。

事務局 意見書を送付させていただきます。

委員長 よろしくお願ひします。
時間が経過していますので、続いて第5章につきまして、ご説明をいただきたいと思います。

事務局 第5章地域情報化の推進につきまして、簡単に説明させていただきます。推進体制につきましては、この計画を強力に推進していくということになりますので、市長から専門部会まで、関連諸団体、市民の連携を含めまして、新城市地域情報推進委員会を部長職で組織して検討し、計画の推進を考えていきたいという組織図を記載しております。次に111ページにつきましては、情報化における近隣自治体の広域の連携ということになりますが、これにつきましては、当然クラウドを含めて事務処理、特に(3)の既存のシステムの共同処理及び事務の効率化を図るということで、連携の一つとしてクラウドもとらえているということを述べさせていただいております。112ページにつきましては、情報セキュリティ及び個人情報の保護対策ということで、クラウドにつきましても、大切な市民の皆様から預かっている個人情報を市としてしっかりと守らなければならないということで、個人情報の重要性を改めてここで記載しております。次に113ページですが、情報リテラシーの向上ということで、リテラシーは情報を使う能力という意味でございます。当然、情報化につきましては、ハード的な整備と使う側の人間の利活用能力と両輪があって情報化が進むというように考えております。今後、まちなみ情報センターを利用したりして、スマートフォンや新しい電子機器について講習会を開いたり、何か覚えてもらうような機会を作っていくたいということで、記載しております。次に114ページで、見直しということで、一般的にPDCAというマネジメントサイクルになります。これにつきましても、情報化の進展は、3年後はどうなっているかということで、新しい技術がクラウドみたいに出てきたり、当然、新しいものがどんどん出て5年先は分かりませんので、今の計画を元に新しい技術や状況の変化、また総合計画における後期計画において、見直しが必要な場合は、計画、実施・運用、評価・点検、見直しということで、見直していきたいということが書いてあります。最後に5.6の地域情報化の推進における留意事項ということになります。これにつきましては、クラウド利用、システムの再構築におきまして、クラウド利用にするのか、また本庁舎に置くのか、この仕分けを書いたものでございます。クラウド利用につきましては、基幹系システムで、それ以外のシステムにつきましても、Bになりますが、コスト面、保守面からメリットがあるものは、クラウドにしていこうという選定理由で基準を置いております。C、D、E、F、Gは、それぞれ個別のシステムになります。

例えば、Cにつきましては、専門性が高いPC単独で小さいシステムもありますが、一般的に土木課のキャド等のシステムになります。Dの県、国が主導するシステムにつきましては、国民健康保険の医療情報等を統括している国保連合会というのがございますが、その連携システムや、また、戸籍につきましても、国との連携がございます。そういうシステムがDに当てはまります。Fのデータ量の大きいシステムにつきましては、ストレージ、これはファイルサーバのことでございますが、例えば文書等を保存するに当たって、あまりにもデータ量が多く、通信速度が遅いものですから、これにつきましては、本庁設置の方がいいのではないかとということを含めて、このように区分させていただいております。次の新城市におけるクラウド利用イメージ。5. 6. 1ですが、右側の図のとおり、新城市役所の中の事務室にそれぞれクライアントパソコン等を置いて、壁みたいなものがありますが、これがセキュリティを守るファイアーウォールで、防火壁というもので、そこで外部からの侵入を防いで、LGWAN、これは国・地方公共団体間で、閉ざされた専用線における通信、暗号化された安全な通信経路で、データセンタでシステムを利用するというイメージ図になります。次の5. 6. 2の本庁舎設置サーバの削減ということで、残るクラウド以外のシステムにつきましても、仮想化技術というのがありますので、1台のサーバで1個のシステムではなく、1台のサーバで複数のシステムを仮想化してサーバ類を少なくしていくとということを進めていく必要があるとということに記載しております。次に5. 6. 3のICTガバナンスの整備ということで、ガバナンスは支配・統治ということで、コントロールしなければなりませんので、平成19年度に総務省が公表した「地方自治体におけるITガバナンスの強化ガイド」に沿って、ICTのガバナンスを強化していく、整理していくということが必要であるということを書いてあります。117ページにつきましては、その6分野の取り組みということで、基本戦略から標準化、知識共有まで、それぞれこの部分の取り組みが必要だということで、記載しております。次の5. 6. 4のICT-BCPの整備につきましては、BCPは業務継続ということで、何かあった場合に、市民にご迷惑をかけないように、例えば地震が起これば、被災証明が直ぐに必要になりますので、業務継続が必要になってきます。それで、業務継続をどのようにしたらいいかという計画を作っていくということになります。当然、防災安全課でも本市における地域防災計画においてBCPを整備していくとということに記載してありますので、それと対でICT、ITの世界においても、何かあった場合に発電機であったり、二重化したり、いろいろな方策がありますが、ICT-BCPの整備が必要であるということを書いてあります。最後になりますが、この後に用語集や策定委員会の要綱、策定委員名簿をこの裏に付けて最終的に完成させていきたいと考えております。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。只今、第5章のご説明をしていただきましたが、第5章につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

委員 細かいことですが5. 6のところ、新城市における情報システムという言葉が出てきていますが、その他のところは「本市」という言葉を使っていますので、これは言葉的なものですが、どちらかに統一した方がいいのではないかと思いますので、この辺のところを検討していただければありがたいと思います。それから、今回情報システムのクラウド化について、地震の地域に指定されており、システムを災害に遭わないようにすることや、先生からもいろいろご意見がありましたが、やはりこういうのは慎重にやっていかなければいけないということで、クラウド化した場合については、新城市の職員の人材をうまく育てていかないと宝の持ち腐れになってしまいますので、その辺の人材育成というのを徹底的にやっていただきたいと思います。これは私からの要望ですが、莫大なお金を使いますので、立派な機械が入っても人材がうまく育ちませんと効果がありませんので、是非そのようなところをお願いしたいと思います。

事務局 職員につきましては、利活用能力、情報リテラシーの向上を目指し研修等を行っていきたいと考えております。これにつきましては、ご指摘があった言葉を精査しまして付け加えていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 その他、よろしいでしょうか。
それでは、今日は第4章から基本的な方向性を決める部分で、本当に大事なところでありまして、委員の皆様、貴重なご意見をいただきました。●●委員から資料を用意いただきまして、ありがとうございます。とりあえず、方向性ということで、この委員会として第4章、第5章を承認するかどうかということをご相談したいと思いますが、最終的にここでまたご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。それでは、第4章、第5章をまとめて拍手でお認めいただけるかどうかの採決を取りたいと思いますが、お認めいただける方は拍手をいただけますでしょうか。

【全委員 拍手】

委員長 ありがとうございます。それでは、賛成多数ということで、承認させていただきました。最後になりますが、今回この計画書案は、先程来申し上げておりますように、市長に提出するということになります。その際に、先程から委員の皆様方からいろいろと表現の問題をご指摘いただいておりますが、本筋を変えない程度で文章表現に関しましては、事務局と私の方で変えさせていただきたいということで、ご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なし】

委員長 ありがとうございます。それでは、文言につきましては、事務局と私の方で修正できるところは修正させていただきたいと思います。
それでは、議題にその他とございますが、事務局からございますでしょうか。

事務局 この地域情報化計画(案)のオーソライズについて説明をさせていただきます。来月、この地域情報計画(案)と提言書を付けまして、提言書というのは特に重要な例えばセキュリティのことや慎重にやりなさいとか、そういう言葉を委員長さんに作っていただくのですが、それを添えて市長に提言していくという形になります。それから2月に市政経営会議で、この案についてかけていくという形になります。その後、2月から3月にパブリックコメントを予定しております。これは大体1か月位かかりますが、ホームページ上や各総合支所、本庁等で印刷したものを見ていただいて、ご意見を募るということをさせていただきます。平成25年3月には、修正等を加えて最終的には決定させていただいて、公表という形になります。なお、最終案が出来た時には、また各委員の皆様にご送付させていただきますので、よろしく申し上げます。以上です。

委員長 ありがとうございます。それでは、本日も予定しておりました議題はこれで全て終了ということになりました。皆様、ご協力ありがとうございました。簡単にご挨拶ということで、4回に亘りまして、皆様、本当にお忙しい中、お集まりいただきまして、かつ貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございます。私より皆様方自身がこの新城市にお住まいで、これからの情報化については本当に心から心配なさっていることと、それから期待を持っておられることと思います。本日は第4章が具体的な方向として、一応方針として決めさせていただきましたが、これからが本番でございます。具体的にこれをどう進めていくかにつきましては、農協さんとか、観光協会さん、商工会さん等いろいろな団体さんと協力しながら進めていかなければいけない部分もございますし、それから、クラウド化に関しましては、●●委員の率直なご意見、本当に貴重なご意見だと思います。しかし、これは全体的な流れとしてクラウド化は避けられない方向だと思いますので、ここは是非、慎重の上にも慎重を重ねて、最先端のものを導入していくように検討させていただきたいと思っております。これから先の話ですが、具体的な話が進んでいく中で、恐らく事務局から皆様方に、様々な問い合わせとか、或いは皆様方が新城市の第2次の情報化が進んでいく中で、要望とかいろいろなご意見が出てくるかと思っております。その際には是非、事務局がご検討いただいて、私もここに関わっていた以上、5年間、どうなっていくのかというのは、責任を持って見ていかなければいけないところだと思いますので、今後とも引き続きましてこの情報化について、よろしく申し上げます。4回、どうもありがとうございました。

事務局 本日は長時間にわたり熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございます。

た。以上で、最終となります第4回第2次新城市地域情報化計画策定委員会を終了しますが、所管部長であります村田企画部長より、お礼の挨拶をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

村田部長 失礼します。皆様におかれましては、昨年の7月から4回にわたり熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございます。委員長の安田先生をはじめ、委員の皆様にご心から感謝をいたします。計画の推進にあたりましては、先程、安田委員長さんからもお話がありましたように、市民の皆様や地元の事業者、関係団体の皆様と連携しながら、進めて参りたいと思っております。まだ計画段階で、実施していく段階におきましては、いろいろなことを考えながらやっっていく訳ですが、その折には皆様、気が付いたことがありましたら、どしどしご意見をいただきたいと思っております。本当に4回という長時間に亘り議論いただきまして、ありがとうございました。

事務局 最後に事務連絡になります。平成24年分の第1回から第3回の委員会に際しての報償費のことですが、その源泉徴収票を会計課から各委員様に郵送されますので、よろしくお願ひします。また、本日の策定委員会の報償費につきましては、平成25年分になりますので、来年の今頃、一年後に送らせていただきますので、ご承知をよろしくお願ひします。
本日は、ありがとうございました。